

水戸営業所 ☎ 0120-252-394 土浦営業所 ☎ 0120-834-854 日立営業所 ☎ 0800-800-6577

〒310-0913 茨城県水戸市見川町2131-318
TEL 029-305-5031 FAX 029-305-5032
茨城県指定福祉用具貸与事業所番号 0870101086

〒300-0814 茨城県土浦市国分町7-5
TEL 029-879-5446 FAX 029-879-5447
茨城県指定福祉用具貸与事業所番号 0870301173

〒319-1301 茨城県日立市十王町伊師3308-1
TEL 0294-33-7227 FAX 0294-33-7228
茨城県指定福祉用具貸与事業所番号 0870201621

ひたちなか営業所 ☎ 0800-800-6678 柏営業所 ☎ 0800-800-6666 荒川営業所 ☎ 0800-800-6578

〒312-0033 茨城県ひたちなか市市毛1154-1
TEL 029-229-2206 FAX 029-229-2209
茨城県指定福祉用具貸与事業所番号 0872102397

〒277-0945 千葉県柏市しいの木台5-8-7
TEL 04-7136-2871 FAX 04-7136-2873
千葉県指定福祉用具貸与事業所番号 1272203421

〒116-0001 東京都荒川区町屋1-27-5 2F
TEL 03-6240-8666 FAX 03-6240-8667
東京都指定福祉用具貸与事業所番号 1371803998

smile

【介護保険対象】 住宅改修案内 ～計画から施工まで～



目次

CONTENTS

計 画

住宅改修のタイミング 3

住宅改修の計画を立てるときのポイント 4

住宅改修の介護保険活用方法 4

介護保険対象
住宅改修

廊下・階段・玄関まわり 6

トイレ 7

外構 8

浴室・洗面台 9

介護保険対象外
住宅改修

主な改修 10

リフォーム
用語集

リフォーム用語集 11



住宅改修のタイミング



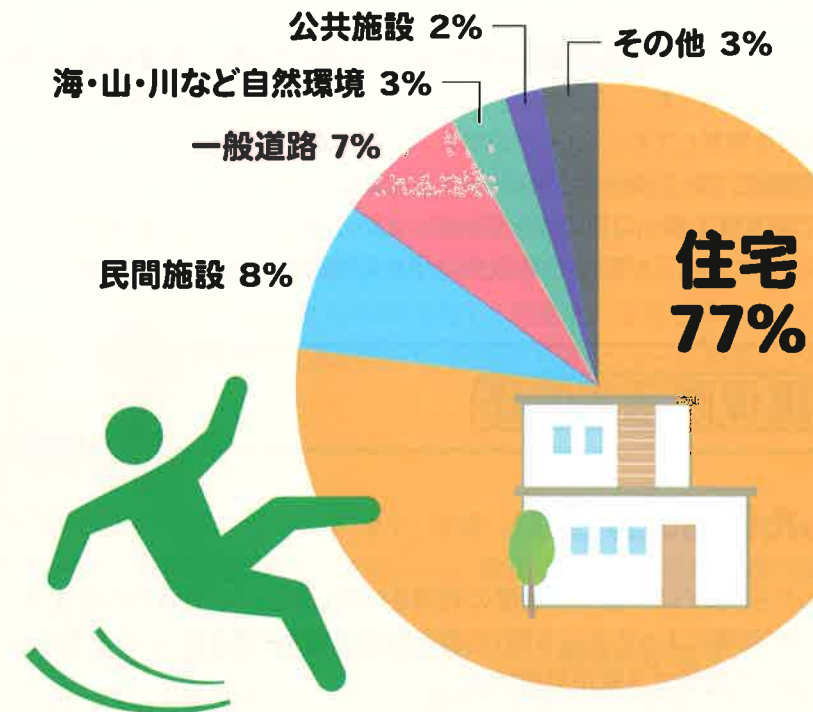
●介護が必要になったとき

要介護認定を受けた方がこれからも自宅で暮らす場合、住宅改修について検討する必要があります。バリアフリーに住宅改修すると、家の中を安全に移動しやすくなるだけでなく、本人の自立心を保つことができます。また、住宅改修を行うことで介護をする側の負担も軽くなります。例えばトイレまで移動し排泄の介助をする際に、廊下やトイレ内に手すりが取付けてあると介助が楽になります。取付けする際は、障害の部位や自力でどこまでできるかなど本人の状態をしっかり把握し、それに合った形で改修の計画を立てることが大切です。

●将来に備えたいとき

同居している家族が要介護状態ではなくても、将来に備えるために住宅改修を行うという人は少なくありません。高齢者による転倒事故の発生場所は圧倒的に自宅が多く、自宅内の生活環境を安全なものにすることは、転倒予防という点からも重要です。

65歳以上高齢者の転倒事故発生場所について



出典:独立行政法人国民生活センター

住宅改修によりバリアフリーな環境になれば、事故を予防するだけでなく、自分で動ける範囲が広がるので、加齢とともに行動範囲が狭まるのを防ぎます。

住宅改修の計画を立てるときのポイント



●介護する人の視点も忘れない

住宅改修というと、介護される側が介護を受けやすい家に改修するというイメージがあります。しかし、在宅介護は介護をする「介護者」がいてはじめて成立します。住宅改修は本人だけでなく、介護者にも配慮した内容でなければなりません。

例えばトイレに対して、「車椅子を使用していても、楽に出入りできるようにする」という目的で、かなり広めのスペースを取る住宅改修を行ったとします。しかし、トイレの中が汚れたときに掃除するのは介護者です。もし必要以上に広いトイレにすると、掃除をするときの介護者の負担が大きくなります。「トイレ内が汚れたときに、介護者が掃除しやすい」という視点も取り入れることが、住宅改修には大切です。

●身体状況に合った住宅改修を行う

住宅改修は、各家の構造や本人の心身状態、そして本人と介護者の体の大きさや筋力量などによって変わり、住宅改修プランはケースバイケースです。例えば、「車椅子を使っている方」と一口に言っても、自分の手で車輪のハンドリムをつかんで自走できる人もいれば、介護者の介助がなければ移動できない方もいます。もし自走できるのであれば、車輪を回すときに手を壁などにぶつけないよう、廊下に幅を持たせるような住宅改修が必要です。

車椅子を使っているという点では同じでも、実際にどのような介護が必要なのかは人によって異なり、住宅改修も本人の身体状況に合わせた内容でなければなりません。

●先のことも考えておく

元気なうちは問題がなかった自宅でも、いざ自分や家族が要介護状態となったとき、「介護を受ける側と介護をする側の両方にとって不便を感じるようになった…」ということがあります。そのため、将来に備えて在宅介護をする際に、障害になると考えられる場所を発見しておくことも大切です。在宅介護で生活が始まってしまうと日々の介護業務に追われることになり、住宅改修について検討する余裕がなくなります。

また、住宅改修の規模によっては改修工事中に家の中を空けないといけない、ということもあります。本人と介護者が仮住まいで介護をするというのは大変なことです。住宅改修は早めに計画を立てることが重要と言えます。

住宅改修の介護保険活用方法



●介護保険を利用した住宅改修とは

ご自宅を住宅改修したいと思ったら、まずは介護保険制度の利用を検討しましょう。申請すれば住宅の改修にかかる補助が、最大20万円まで1割(所得によって2～3割)の自己負担で利用できます。この上限の20万円は一度に使い切る必要はなく、数回に分けて使用する事が可能です。

また、要支援や要介護のランクが3段階以上あがった場合や、転居時などは改めて20万円まで補助を受けることができます。

●対象となる人

介護保険を利用した住宅改修補助を利用するには、改修するのが自宅であること、要介護認定を受けていること、改修する自宅に住んでいることが必要です。在宅で介護生活をされている方は、ケアマネジャーに相談しましょう。

●対象となる種目

介護保険が適用となる場合、対象となる住宅改修内容にはさまざまな条件があります。事前にその条件を満たしているか、確認しましょう。

介護保険支給対象となる住宅改修の内容と条件

内容・条件	適用外となるケース
1.手すりの取付け 廊下、便所、浴室、玄関などに設置するもので、取り付け工事を伴うもの	福祉用具貸与に該当する手すりの取付け
2.床の段差解消 居室、廊下、便所、浴室、玄関など、各室間の床の段差の解消	—
3.滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 車椅子に向かない畳や、歩行時に滑りやすい床などを、フローリングや固い床材などに変更	—
4.引き戸等への扉の取替え 開き戸を引き戸・折り戸・アコーディオンカーテンなどに取替える、ドアノブの変更、戸車の設置なども対象	—
5.洋式便器などへの便器の取替え 和式便器から洋式便器に取替える場合のみ対象	洋式便器から洋式便器への取替え
6.その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	—

出典：厚生労働省 2018年8月7日時点

上記のように、住宅改修であれば何でも適用されるのではなく、あくまでも要介護者の生活課題を解決するための改修に限られます。例えば、古くなった洋式トイレを最新の洋式トイレに交換する等には補助されません。また、手すりに関しても、手すりが福祉用具貸与に該当するものは利用できません。

「車椅子を使うようになって畳の部屋が使えなくなった」、「お風呂の段差を解消して安心して入浴できるようにしたい」というような場合はこの制度を利用できますので、担当ケアマネジャーに相談してみましょう。

●受給の流れ

介護保険適用の住宅改修を行いたいときは、まず、改修したい旨を担当ケアマネジャーに伝えましょう。そのうえで施工業者の選定を行い、医師をはじめケアマネジャー、関係する専門職や福祉専門相談員を交えて工事内容についても検討していきます。

介護給付を受ける方法には「償還払い」と「受領委任払い」の2種類があります。

「償還払い制度」とをとしている自治体では、いったん費用の全額を施工業者に支払う必要があります。その領収書を申請書とともに窓口へ提出すると、自己負担分を除く金額が自治体から払われます。

一方、「受領委任払い制度」とをとしている自治体では、施工業者への支払いは自己負担分のみです。必要な書類を窓口へ提出することで、給付金が施工業者に支払われます。

どちらも給付を受けるのは工事後ですが、工事前に自治体へ給付申請をする必要があるため注意が必要です。

また、受領委任払いの利用には、保険料滞納による給付制限を受けていないことなどの要件があり、工事の契約をする前に窓口で必ず確認しましょう。

廊下・階段・玄関まわり

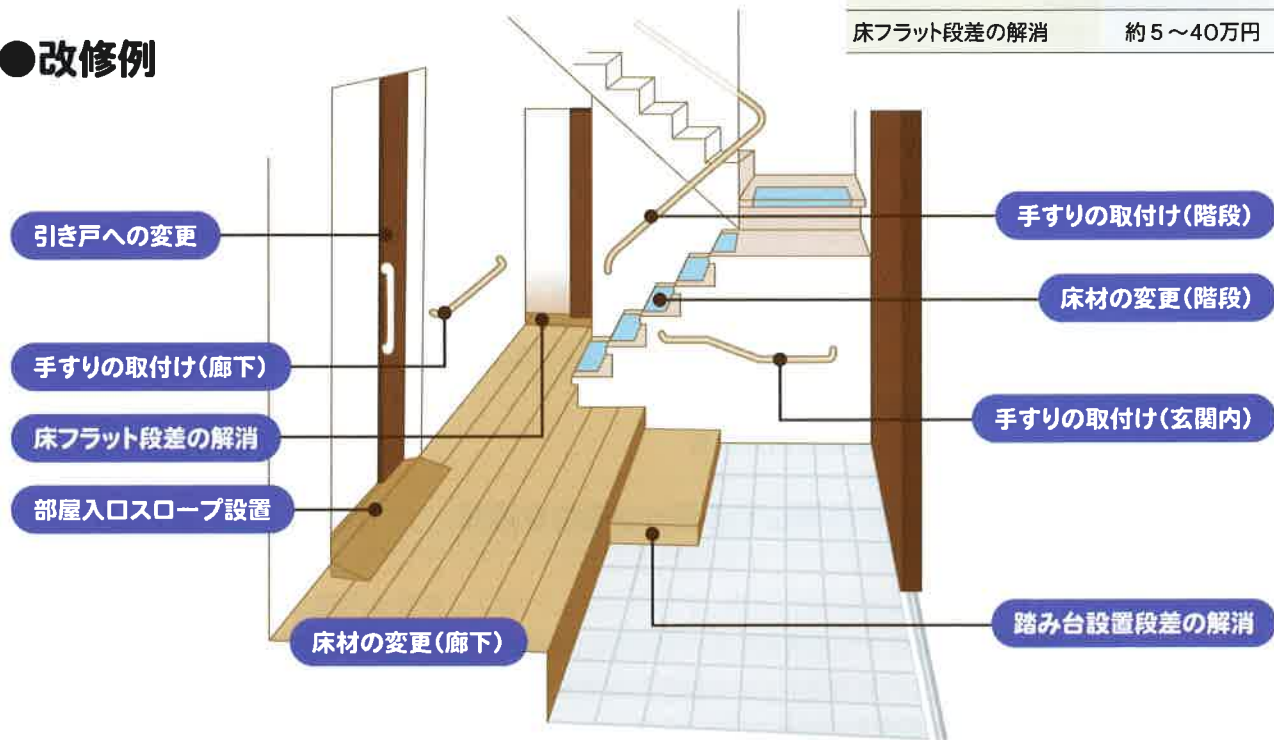
●ポイント

廊下・玄関・階段などで起こる事故といえば、転倒や転落です。骨折などのケガをしないために、手すりの取付け、段差の解消、滑りにくい床材への変更などを検討します。

費用の相場

床材の変更(廊下)	約3～50万円
床材の変更(階段)	約3～15万円
手すりの取付け(廊下)	約0.5～15万円
手すりの取付け(階段)	約1～15万円
手すりの取付け(玄関内)	約0.5～5万円
踏み台設置段差の解消	約1～8万円
引き戸への変更	約8～20万円
部屋入口スロープ設置	約0.5～5万円
床フラット段差の解消	約5～40万円

●改修例



改修前

手すりの取付け(階段)

床材の変更(階段)

手すりの取付け(廊下)

改修後



トイレ

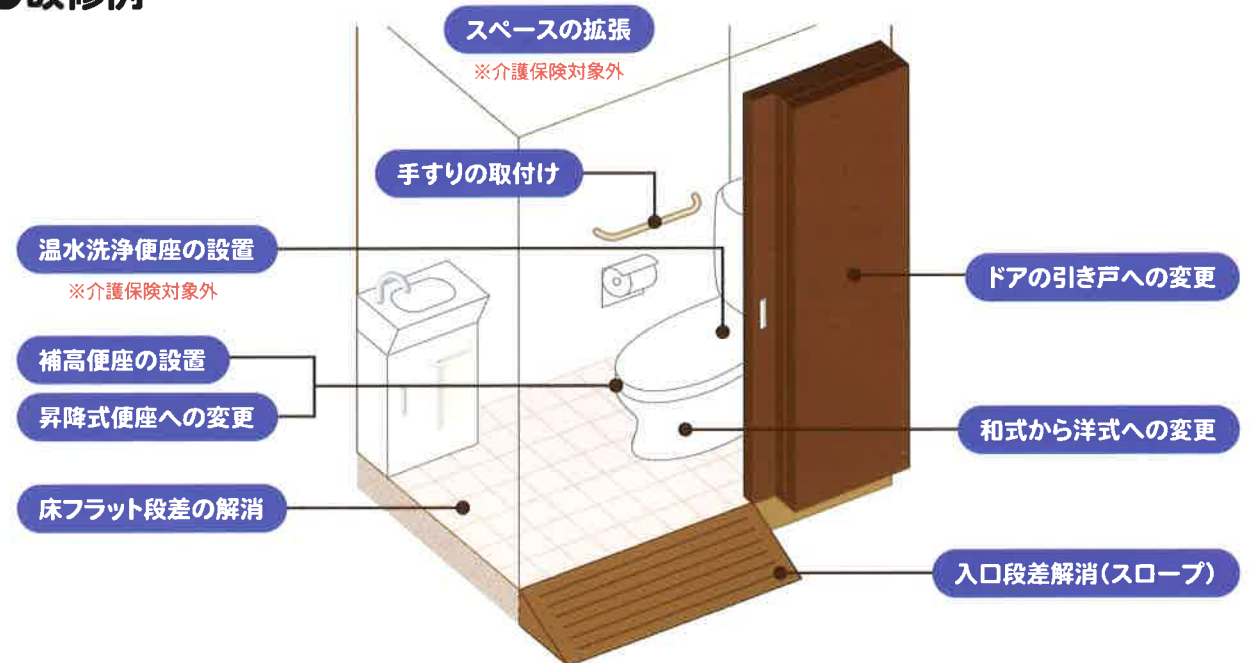
●ポイント

介護する人、される人の両方が使いやすいトイレにするには、まず出入りがしやすいこと、ドアの開閉がしやすいこと、廊下とトイレの間の段差が解消されていることが大切です。また、体を安定させて移動できるように、手すりでつかまる場所を作るのもポイントです。

費用の相場

和式から洋式への変更	約15万円～
手すりの取付け	約0.8～5万円
ドアの引き戸への変更	約8～20万円
入口段差解消(スロープ)	約0.2～3万円
床フラット段差の解消	約8万～
スペースの拡張	約20万円～
補高便座の設置	約1.5～15万円
昇降式便座への変更	約10万円～
温水洗浄便座の設置	約5～20万円

●改修例



改修前

和式から洋式への変更

手すりの取付け

床フラット段差の解消

改修後



外構

●ポイント

通院などに限らず、気軽に散歩などにも出かけるためには、玄関を開けてからの環境も整えることが大切です。スロープなどで石畳や階段等の段差をなくし、手すりを取付けると、安心して外出できるようになります。

費用の相場

アプローチスロープの設置	約5万円～
玄関ポーチスロープの設置	約2万円～
手すりの取付け(屋外)	約3万円～

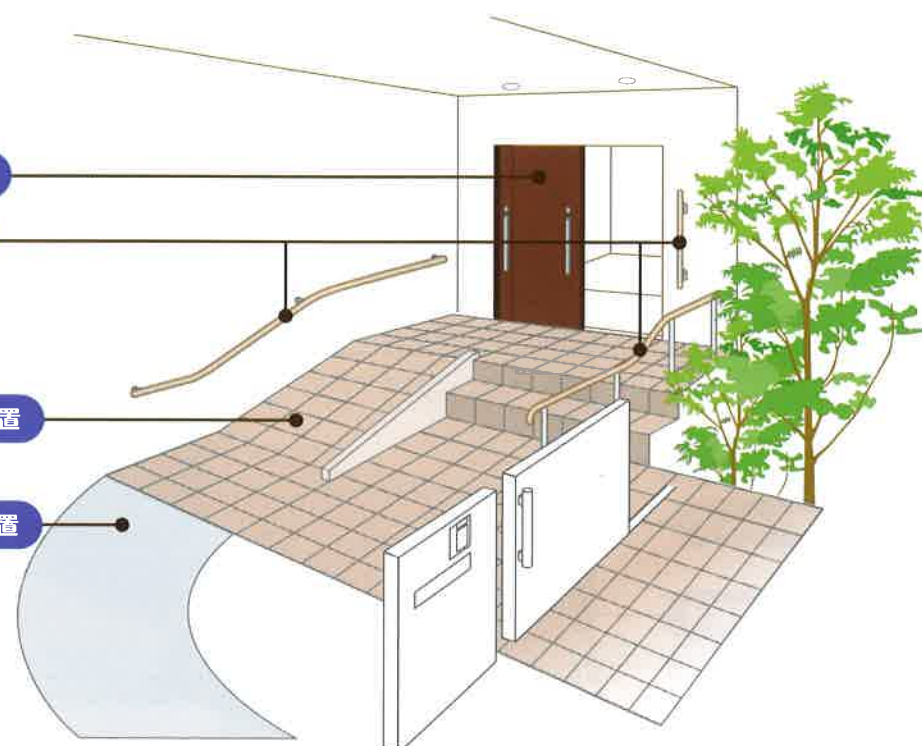
●改修例

玄関ドア引き戸への変更

手すりの取付け(屋外)

玄関ポーチスロープの設置

アプローチスロープの設置



改修前



アプローチスロープ、手すりの取付け



手すりの取付け



玄関ドア引き戸への変更

改修後



浴室・洗面台

●ポイント

浴室は、自宅内で高齢者の転倒が起こりやすい場所のひとつです。手すりの取付けはもちろん、低めの浴槽に変えることもおすすめです。そのほか、浴室の扉を開き戸から引き戸や折れ戸に変更すると、出入りが楽になります。浴室内に段差がある場合は、すのこやスロープの設置を検討します。

費用の相場

手すりの取付け	約1～8万円
浴室拡張	約40万円～
段差の解消	約25万円～
段差の解消(すのこ設置)	約5～10万円
引き戸、折り戸への変更	約8～15万円
床材の変更	約7万円～
洗面台の取替え	約6～25万円
バスリフトの設置	約30万円
シャワー用車椅子の購入	約10万円

●改修例

バスリフトの設置
※介護保険レンタル対象品

手すりの取付け

シャワー用車椅子の購入
※介護保険購入対象品

床材の変更

浴室拡張
※介護保険対象外

洗面台の取替え
※介護保険対象外

床材の変更

引き戸、折り戸への変更

段差の解消

段差の解消(すのこ設置)
※介護保険購入対象品もあり



※介護保険レンタル対象品

※介護保険購入対象品

改修前



浴室内手すりの取付け



浴室入口段差の解消



開き戸から折り戸への変更

改修後



主な改修



ウッドデッキの設置

天然木や樹脂材を利用して作られたデッキです。出入り口の高さに合わせて作られることが多いので、バリアフリー効果もあり、様々な用途で利用されます。



サンルームの設置

太陽光をできるだけ多く取り入れることができるよう工夫された部屋です。壁をガラス張りにしたりすることで明るく暖かい空間となり、様々な活用することが可能です。



洗面台の取替え

同じ間口でありながら収納スペースが広がっていたり、奥行きがコンパクトになって洗面所が広く使える等、使い勝手の良さが改善されています。また、節水機能のついた水栓や、洗顔や洗髪に便利な自動水栓付きのものも増えています。



内窓の取付け

既存の窓の内側に新しく窓を追加したものです。断熱効果、遮音効果、防音効果、防犯効果などがあります。



駐車場の土間コンクリート打ち

芝生と違い、雨に濡れてもぬかるむことがないので安心です。草取りなどのメンテナンスも必要なく、汚れも簡単に落ちるので掃除も楽です。コンクリートのため、耐久性にも優れます。



階段昇降機の設置

病氣、怪我、高齢等が原因で、階段の昇り降りが困難な方のために設置します。階段を安全に移動することが出来るようになり、肉体的にも精神的にも負担が軽減します。



キッチンの取替え

間取りの変更、収納スペースを増やす、ガスコンロからIHクッキングヒーターへの変更、食洗機の導入等、便利で使いやすいキッチンへの変更が可能です。

現地調査の上、
お見積り致します。
ご相談下さい!!

リフォーム用語集

あ



上がり框(あがりかまち)
玄関や勝手口などの上がり口の段差部分に取りつける化粧材のこと。



アプローチ
住まいづくりでは、道路から玄関までの通路のこと。



犬走り(いぬばしり)
家の周囲や軒下に沿って、コンクリートや砂利で固めて作る細長い通路部分。



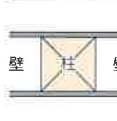
入隅(いりすみ)
建物のふたつの壁面が出合っでできる内側の隅の部分。



内窓(うちまど)
既存の窓の内側に新しく窓を追加したもの。断熱、遮音、防音、防犯効果などがある。



エンドキャップ
手すりの端部に付けて、けがをしないように保護するもの。



大壁(おおかべ)
柱や梁がパネルなどで覆い隠されて表面に見えてこないフラットな壁。



折戸(おりど)
戸が折りたたまれて開閉する形式の戸。浴室やクローゼットなど、幅広く使われる。

か



外構(がいこう)
居住、生活する建物の外にある構造物全体を指す。門扉、排水、舗装、植栽など。



鴨居(かもい)
襖や障子などの建具を立て込むために引き戸状開口部の上枠として取り付けられる横木。



クッションフロア
ビニール状の床材で水に強く、洗面所やトイレ、キッチンなどに使われる。



沓摺り(くすずり)
ドア枠の下部、下枠に当たる箇所。



グレーチング
排水溝などに敷設する格子状、あるいはすのこ状の覆い。



蹴上げ(けあげ)
階段の一段の高さのこと。住宅では建築基準法で23cm以下と決められている。



蹴込み板(けこみいた)
階段の段板と段板の間の垂直面にある板のこと。



踏み台(ふみだい)
玄関に段差解消のために設けた板敷きの部分。



敷居(しきい)
引違い戸や片引き戸など、レールや溝が付いた引き戸の下枠。



真壁(しんかべ)
柱や梁などの建物の軸組が表面に見えてくる壁。



段鼻(だんばな)
蹴上げと踏面が接した階段の踏面の先端部分のこと。



蝶番(ちょうつがい)
建具枠に開き戸を取り付けるための金具。



坪(つぼ)
広さを表す「尺貫法」の単位。1坪は一辺が6尺(1.818m)の正方形の面積で約3.3㎡。



出隅(ですみ)
壁、板など、ふたつの平面が出合った所の外側の角の部分。



床の間(とこのま)
座敷の上座の床を一段高くした所。壁に掛け物をかけ、床に花・置物などを飾る。



土間(どま)
コンクリート打ちや石敷などの場所。



二重ガラス
2枚のガラスを合わせて間に空気層をつくり、断熱性を高めたガラス。



ニッチ
壁に凹状に作られる飾り棚のこと。



塗り壁(ぬりかべ)
下地の上に、土などの素材を、荒塗り、中塗り、上塗り何層にも塗って仕上げた壁。



掃き出し窓(はきだしまど)
一般には外部に人が出入りできる程度の大型の窓で、窓の下枠と室内の床の高さとの差がない。



幅木(はばき)
床面と壁面が接する部分に取りつける幅10cmほどの横木のこと。



破風(はふ)
屋根の妻側の端の部分のこと。そこに取り付けられている板のことを破風板という。



踏み面(ふみずら)
階段の上面、足の乗る部分のこと。



平米(へいべい)
平方メートルのこと。1平方メートルは、辺の長さが1メートルの正方形の面積。



間口(まぐち)
敷地や建物などを主要な方向から見た場合の、敷地、建物の幅。



間柱(まばしら)
壁下地を支持するために、主な柱と柱の間に配置する断面の小さな補助柱のこと。



廻り縁(まわりふち)
天井面と壁面が接する部分に取りつける細長い部材のこと。



見切材(みきりざい)
隣り合う仕上げ材の継ぎ目部分に取り付ける部材のこと。



モルタル
セメント、砂を水で湿練してつくった塗り建材。一般的にはセメントモルタルのこと。



ユニットバス
成型された天井・浴槽・床・壁などを現場に搬入し、組み立てた浴室。



欄間(らんま)
天井と鴨居(かもい)または長押(ながし)との間に、通風や採光のために設けられる開口部材。

